

私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(平成27年3月3日26私高第313号県民文化部長通知)

(平成30年7月1日30私第85号一部改正)

(趣旨)

第1 この要綱は、私立高等学校等に在学する生徒及び学生（以下「生徒等」という。）のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等を中途退学した後再び私立高等学校等で学び直す者に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で学び直し支援金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立高等学校等

法第2条に規定する高等学校等のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者が設置する高等学校等をいう。

(2) 学び直し支援金

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定するものをいう。

(支給対象及び支給額)

第3 学び直し支援金の支給対象となる生徒等は、私立高等学校等に在学する生徒等であって、次の各号の全てに該当する者のうち知事が認めた者とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者

(4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

(5) 高等学校等を退学したことがある者

(6) 高等学校等で学び直し支援金の支給を受けることができる在学期間が通算して24月未満である者

(7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 学び直し支援金の額は、毎年度、支給対象者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第

1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(受給資格の認定)

- 第4 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒等は、受給資格認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、私立高等学校等の設置者を經由して知事に提出し、その認定を受ける。ただし、課税証明書等については、高等学校等就学支援金の申請等において、当該書類を添付して提出済みの場合は、提出されたものとみなす。
- 2 私立高等学校等の設置者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、別に定める日までに受給資格認定申請者一覧（様式第1号の2）に当該申請書を添えて、知事に提出するものとする。

(収入の状況の届出等)

- 第5 受給資格認定を受けた生徒等（以下「受給権者」という。）に係る所得確認については、毎年度、県が定める日までに、課税証明書等を添付した保護者等の収入に関する事項に係る届出書（様式第1号）（以下「収入状況届出書」という。）を、私立高等学校等の設置者を經由して知事に提出し行わなければならない。ただし、課税証明書等については、高等学校等就学支援金の申請等において、当該書類を添付して提出済みの場合は、提出されたものとみなす。
- 2 受給権者は、前項における収入状況届出書を提出後に、保護者等の収入の状況について変更があったときは、収入状況届出書に変更後の状況がわかる書類を添付して、私立高等学校等の設置者を通じてすみやかに知事に提出しなければならない。
- 3 私立高等学校等の設置者は、受給権者から提出された収入状況届出書を知事に提出する際には、収入状況届出者一覧（様式第1号の3）を作成し、添付することとする。
- 4 知事は、受給権者が正当な理由なく収入状況届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができるものとする。

(支給停止等)

- 第6 受給権者が私立高等学校等を休学する場合は、受給権者が支給停止申出書（様式第2号）を私立高等学校等の設置者を經由して知事に提出することにより、当該申出の属する月の翌月（月の初日に申出があった場合は当該月）から支給の停止をすることができることとする。この支給停止期間中は、支給期間に算入しない。
- 2 支給を停止していた受給権者が復学する場合は、受給権者が支給再開申出書（様式第3号）を私立高等学校等の設置者を經由して知事に提出することにより、当該申出の属する月の翌月（月の初日に申し出があった場合は当該月）から支給を再開することができることとする。
- 3 私立高等学校等の設置者は、受給権者から提出された支給停止申出書及び支給再開申出書を提出する際には、それぞれ支給停止申出者一覧（様式第2号の2）又は支給再開申出者一覧（様式第3号の2）を作成し、添付することとする。

(受給資格の消滅等)

- 第7 受給権者が、次の理由により学び直し支援金の支給を受ける資格を消滅したときは、私立高等学校等の設置者は受給資格消滅者一覧（様式第4号）を作成し、知事に提出するものとする。
- (1) 修業年限が3年未満の課程を卒業するとき
 - (2) 学び直し支援金の支給を受けることができる通算在学期間が24月未満で卒業するとき
 - (3) 転学又は退学するとき
 - (4) 海外に留学し日本国内に住所を有しなくなるとき

(学び直し支援金の代理受領)

- 第8 私立高等学校等の設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する授業料の債権の弁済に充てるものとする。

(交付の申請等)

- 第9 私立高等学校等の設置者は、受給権者からの請求委任に基づき、学び直し支援金の所要額を別に定める日までに私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（様式第5号）により知事に申請するものとする。
- 2 学び直し支援金の額に変更が生じたときは、別に定める日までに私立高等学校等学び直し支援金変更承認申請書（様式第6号）により知事に申請し承認を受けるものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第10 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、私立高等学校等学び直し支援金交付申請取下車（様式第7号）を知事に提出して行なうものとする。

(交付の請求)

- 第11 私立高等学校等の設置者が学び直し支援金の交付（概算払いを含む。）を請求しようとするときは、私立高等学校等学び直し支援金交付（概算払）請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 第12 規則第12条第1項に規定する実績報告は、私立高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書（様式第9号）によるものとする。
- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
- (1) 私立高等学校等学び直し支援金実績報告額内訳（様式第9号別添）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した書類
- 3 前2項の書類の提出期限は、当該学び直し支援金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(学び直し支援金の経理)

- 第13 私立高等学校等の設置者は、学び直し支援金の経理についての帳簿を備え、学び直し支援金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、学び直し支援金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 私立高等学校等の設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を、学び直し支援金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

- 第14 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年度分の学び直し支援金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月分以降の月分の学び直し支援金から適用し、同年6月分以前の月分の学び直し支援金については、なお従前の例による。